

第 11 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成 30 年 5 月 28 日 (月)
- 2 開閉時間 午後 6 時開会 午後 7 時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 14 人
1 番 小原孝志 2 番 畑山一郁 3 番 鈴木英博 4 番 佐藤美頭雄
5 番 佐々木辰善 6 番 寺崎秀子 7 番 相澤峰基 8 番 森脇豊仁
9 番 小川一也 11 番 斉藤哲子 12 番 北村浩光 13 番 舟根 禎
14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 1 人 10 番 山崎禎彦
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 7 番 相澤峰基、9 番 小川一也
- 9 議事内容
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 3 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について
報告第 4 号 農業経営改善計画の認定通知について
報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可について
報告第 6 号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 3 号 土地の現況証明書の交付について
議案第 4 号 農業振興地域整備計画の変更 (案) について

10 議事録本紙

議長

これから、第 11 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は 13 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、7 番委員、9 番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 7 報告第 6 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事

それでは、議案 2 頁をご覧ください。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でございます。

相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案 3 頁、4 頁をご覧ください。

番号が 3 番の 1 件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は 5 頁に載せてありますので、ご確認願います。

続きまして、議案 6 頁をご覧ください。

報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」でございます。

賃貸借に係る合意解約の通知があり、専決処分をしましたので、報告します。

議案は 7 頁、8 頁までをご覧ください。

番号が 16 番から 24 番までの 9 件でございます。

16 番から 20 番までは後継者移譲に伴う解約となっております。

21 番から 24 番までは、北野地区国営緊急農地再編整備事業により一時利用指定を受けた農地で、再契約に係る合意解約となっております。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、通知のあった日は議案に記載のとおりです。

続きまして、議案 10 頁をご覧ください。

報告第 3 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。

農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条第 1 項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 4 の (4) ①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案 11 頁、12 頁をご覧ください。

番号が 2 番から 6 番までの 5 件の申請がありました。

全て、更新に伴い意見を求められた内容でございます。

続きまして、議案 14 頁をご覧ください。

報告第 4 号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 15 頁、16 頁をご覧ください。

先ほど、報告第 3 号で意見した更新による 5 件について、通知があり受理しています。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知の記載のとおりです。

続きまして、議案 18 頁をご覧ください。

報告第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。

平成 30 年 4 月 25 日招集、第 10 回定例会の議案第 11 号で審議し、許可相当とした農地法第 5 条の規定による農地等の転用について、同法第 5 条に基づき、許可書を交付したので報告します。

許可の内容については 19 頁、20 頁を、位置については 21 頁をご覧ください。

許可の内容は記載のとおりで、平成 30 年 5 月 9 日付けで許可書を交付しています。

続きまして、議案 22 頁をご覧ください。

報告第 6 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明願書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第 3 条第 9 号の規定に基づき、現地確認委員、吉本会長、畑山委員及び齊藤委員の 3 人の指名について、専決処分しましたので報告します。

報告について以上です。

議長
委員
議長
議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

それでは、日程第 8 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に

ついて」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 24 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」で、農地等の権利移転の許可申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、許可の可否について、審議を求めるものでございます。

議案は 25、26 頁をご覧ください。

番号が 3 番の 1 件の許可申請がありました。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は 27 頁に載せてありますのでご確認ください。

この農地は、平成 30 年 1 月 25 日開催の第 7 回定例会において、農地法第 18 条第 6 項による合意解約をしています。

譲渡人は規模縮小による売却、譲受人は規模拡大による買受で売買することになっています。

農地法第 3 条の許可要件については、議案 28 頁の調査書のとおりでございます。

調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

議長

はい、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 9 議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 30 頁をご覧ください。

議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

利用権の設定について、議案が 31 頁から 34 頁までになります。

番号が 38 番から 51 番までの 14 件でございます。

全て、鷹栖町農用地利用調整協議会を通した賃貸借の案件で、38 番から 48 番までは、北野地区国営緊急農地再編整備事業に伴う更新、新規又は変

更等による賃貸借です。

49番、51番は、土地所有者が耕作をやめることによる新規の賃貸借です。

50番は3月に賃貸借の合意解約し、借主を変更した賃貸借です。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は35頁から48頁までに載せてありますのでご確認ください。

要件については、本日配布しました赤の付箋の調査書で確認し、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

また、この案件の51番につきましては12番委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

議長 最初に51番の案件とします。

12番委員 私の関係する案件ですので退席します。

議長 それでは51番の案件について質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

51番までの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 51番までの案件について認めると決定しました。

12番委員 着席

議長 残りの案件について質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 残りの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 残りの案件についても、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第10議案第3号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議長 それでは、議案50頁をご覧ください。

議案第3号「土地の現況証明書の交付について」で、北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。

現況証明の内容については、51頁、52頁をご覧ください。

番号が2番で1件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。

位置図は議案53頁に載せてあります。

また、本日配布しました緑の付箋に現地調査票、現地写真もありますので、ご確認ください。

報告第6号で報告したとおり現地確認委員を指名し、5月28日に現地確認を行いました。

現地確認について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

2番委員

はい、2番の案件について、5月28日、吉本会長、斉藤委員、私と事務局で現地の写真等で調査を行いました。

願出のあった土地は、写真のとおり水田の用途となるよう整備されており、畑としての状況になっていないと確認し、田であると判断しました。

報告は以上です。

事務局長

詳細については、本日配布しました緑の付箋の現地調査票、現地写真及び位置を示す航空写真をご覧ください。

今回の現況証明については、農地の用途変更に伴うものですが、登記地目を変更するにあたって、現況証明書が必要であることから、交付するものであります。

議長

それでは、議案第3号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第3号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第11議案第4号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、54頁をご覧ください。

議案第4号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」です。

農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づく、変更（案）について、鷹栖町長から計画変更の適否について意見を求められたので審議をお願いします。

議案は55頁になります。

番号が2番、1筆でございます。

変更する土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、用途変更前、変更後、申請者の住所及び氏名につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は、56頁をご覧ください。

申請箇所については、網掛になっている場所でございます。

計画変更の内容は、鷹栖町10027番2に農家住宅を建設するため、農用地区域外に変更する内容です。

転用の手続きは、計画変更後になります。

また、この案件につきましては、3番委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

3番委員 私の関係する案件ですので退席します。
議長 それでは、議案第4号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」何が質疑ございませんか。
委員 無しの声
議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
議案第4号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」認める方は挙手をお願いします。
委員 全員挙手
議長 はい、それでは議案第4号「農業振興地域整備計画の変更（案）について」は、認めると決定しました。
3番委員 着席
議長 日程については以上になります。
その他に入ります。
事務局長 「次回の定例会について」ですが、昨年度は6月25日に開催していましたが、今年度の25日は会長所用のため不在になります。
29日金曜日の17時からで、よろしいでしょうか。
委員 無しの声
議長 第12回定例会は、6月29日金曜日17時から、定例会でよろしくお願ひします。
主事 2のパートナー対策についてですが、農業委員会のパートナー対策として20代から40代までの独身農業者に情報提供として旭川市結婚相談所と旭川しんきん結婚相談所のパンフレットを6月中旬から下旬にかけて発送しようと考えています。
また、併せて旭川市と愛別町と1市2町で構成されている農村パートナー推進協議会の交流会についても、情報提供をしようと考えています。
主事 3の農地移動適正化あっせん申請状況についてですが、本日配布しました青の付箋の部分をご覧いただきたいのですが、本日まで13件の申出を受け付けています。
その内、3件については、成立しています。
成立していない分で10件受付をしている状況です。
事務局長 あっせんの件数ですがこれから件数も増えて行くと思いますが、随時報告していきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。
議長 みなさんから何かありますか。
委員 無しの声
議長 それでは、以上をもって第11回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。